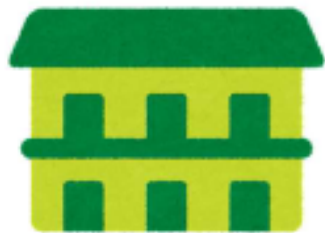


介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 委託について

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務は、「包括支援センター」もしくは「委託を受けた居宅支援事業所」が行っています。

地域包括支援センター



介護予防支援
介護予防ケアマネジメント業務

ケアプランの作成

被保険者



地域包括支援センター



介護予防支援
介護予防ケアマネジメント業務

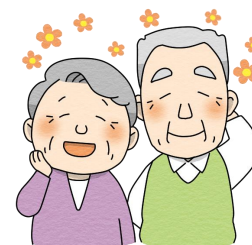
一部委託

居宅支援事業所



ケアプランの作成

被保険者



一部委託とは…

地域包括支援センターが行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のうち、ケアプラン作成に係る一連の業務を居宅介護支援事業所に委託することです。

委託業務の内容

- (1) アセスメント
- (2) 介護予防サービス計画原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 介護予防サービス計画原案の説明、同意
- (5) 介護予防サービス計画書の交付
- (6) サービスの提供
- (7) モニタリング
- (8) 評価
- (9) 日常の利用者、サービス提供事業者との連絡・調整

令和6年4月より

令和6年4月から**指定居宅介護支援事業所**が市町村から指定を受けて介護予防支援事業を**実施**することができるようになります。

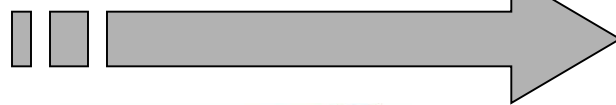
介護予防支援事業所の
指定を受けた
居宅支援事業所



介護予防支援
事業を実施

石垣市の指定のみを
受けたのなら
石垣市の被保険者
のみ担当できる

介護予防支援の
ケアプランの作成



変更点1

介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けることで、**介護予防支援**を実施できるようになります。

指定の効力の範囲については、その指定を受けた**市村町の被保険者のみ**担当することができます。

要支援者の計画書(ケアプラン)は、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定事業所として行うことができる業務は「**介護予防支援**」のみです。

指定介護予防支援業務と介護予防ケアマネジメント業務

	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント業務
利用サービス	予防給付 予防給付+介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業
対象者	要支援 1.2	事業対象者 要支援 1.2
契約	地域包括支援センター 予防支援事業所の指定を受けた居宅支援事業所	地域包括支援センター
計画作成者	地域包括支援センター 包括より委託を受けた居宅支援事業者 予防支援事業所の指定を受けた居宅支援事業所	地域包括支援センター 包括より委託を受けた居宅支援事業者
給付管理 計画請求	地域包括支援センター 予防支援事業所の指定を受けた居宅支援事業所	地域包括支援センター

指定を受けた居宅支援
事業所ができる業務

指定を受けて予防支援を実地する場合は、
「利用者との契約」及び**「介護予防サービス計
 画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)
 届出書」**の提出が必要になります。

利用者と直接契約



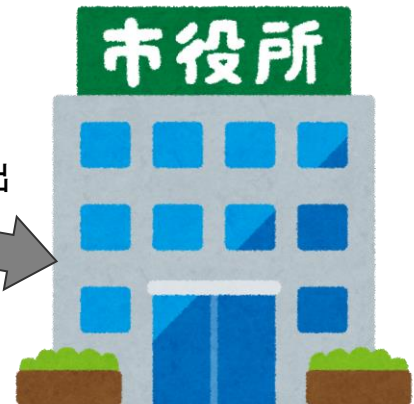
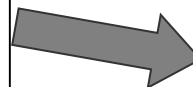
居宅届書の提出

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書		区分
		福祉 / 医療
フリガナ	姓 名	姓 名
	個人番号	個人番号
	生年月日	性別
	前大昭和年月日	
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業	介護予防支援事業の名称	介護予防支援事業の提供先
	電話番号	
居宅の介護支援事業の名称	居宅の介護支援事業の提供先	
	電話番号	
介護予防支援事業又は居宅介護支援事業を受託する居宅の理由等		
居宅変更する場合は記入してください。		
届出年月日	届出時刻	
OO市(県)長 様		
上記の介護予防支援事業等に介護予防サービス計画の作成を依頼することをお願いいたします。		
告知	年月日	
姓 名		
電話番号		
届出者	氏 名	電話番号
<input type="checkbox"/> 福利厚生資格 <input type="checkbox"/> 届出の資格		
届出者確認	<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業従事者	

1. 介護予防サービス計画の作成依頼(変更)する介護予防支援事業等の介護予防支援の提供先は、福利厚生資格を有する者又は届出の資格を有する者であること、福利厚生資格を有する者又は届出の資格を有する者であることにより行われます。

2. 介護予防サービス計画の作成依頼(変更)する介護予防支援事業等の介護予防支援の提供先は、福利厚生資格を有する者又は届出の資格を有する者であることにより行われます。

提出



例

Aさんは、令和6年4月から通所相当サービスとショートステイを利用しており、**B居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として担当していたが、令和6年5月はショートステイの利用がなかった場合。**(前提として利用者は包括と契約済)

	R6.4月	5月	6月	7月
利用サービス	通所型サービス ショートステイ	通所型サービス	通所型サービス ショートステイ	通所型サービス ショートステイ
対象プラン	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防支援

B事業所と
契約必要

B予防の
居宅届

包括の
居宅届

B予防の
居宅届

この場合においては、4月分・6月分・7月分はB事業所が指定介護予防支援事業所として担当、5月分は地域包括支援センターが担当することになります。(包括支援センターから委託を受けて担当する事もできます)

令和6年度より 変更点2

介護予防支援費が改正されます

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要

【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし

<改定後>

介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし



特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし



中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし



中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費
(II)のみ

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

< 現行 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【報酬】

- 介護予防支援費
- 初回加算
- 委託連携加算

【人員基準】

- 必要な数の担当職員
 - ・ 保健師
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 社会福祉士 等
- 管理者

< 改定後 >

市役所



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



【報酬】

- 介護予防支援費 (Ⅰ)
- 初回加算
- 委託連携加算

【人員基準】

- 必要な数の担当職員
 - ・ 保健師
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 社会福祉士 等
- 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供 ↓

指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



【報酬】

- 介護予防支援費 (Ⅱ)
- 初回加算
- 特別地域介護予防支援加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

【人員基準】

- 必要な数の介護支援専門員
- 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

介護予防支援費が改正されることに伴い、
令和6年4月以降の委託費を変更します。

令和6年3月まで (令和6年4月請求分)	令和6年4月から (令和6年5月請求分)
4,380円	4,420円

初回加算、委託連携加算については、金額の変更はありません。

- 初回加算……3,000円
- 委託連携加算……3,000円

包括支援センターより委託を受けて、計画作成業務を行って
いただく場合は、これまで通りの業務内容になります。

